

令和元年7月19日  
八戸市健康部介護保険課

### 介護事業者の行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、令和元年7月12日付けで指定居宅サービス事業者及び指定事業者並びに指定居宅介護支援事業者の指定取り消し処分を行いましたので、お知らせします。

#### 1 事業者の名称等

- (1) 法人名 株式会社 蔵前
- (2) 代表者 代表取締役 三浦 順子
- (3) 所在地 青森県八戸市下長六丁目 11 番 4 号

#### 2 指定居宅サービス事業者等の名称等

- (1) 事業所名称 ①ヘルパーステーション嬉野、②居宅介護支援センター嬉野
- (2) 事業所所在地 青森県八戸市大字市川町字上大谷地 13 番地 2
- (3) サービス種類 ①訪問介護、指定事業者（第1号訪問事業）  
②居宅介護支援

#### 3 処分内容 指定の取り消し

処分効力発生日 令和元年8月9日

#### 4 処分の理由

	ヘルパーステーション嬉野	居宅介護支援センター嬉野
不正請求・不正不当行為  【法第77条第1項第6号、 法第84条第1項第11号】	ヘルパーステーション嬉野は、平成29年12月から平成30年11月までの期間において、出勤簿上、勤務していない職員によるサービス提供、利用者不在時のサービス提供等の不正請求を行った。  居宅介護支援センター嬉野は、利用者に対し、居宅サービス計画と乖離した訪問介護の提供時間、訪問時間帯及び内容のサービス提供が行われていることを認識していたにも関わらず、当該計画を変更する等適切な対応をせず、ヘルパーステーション嬉野の不正請求を幫助した。	

	ヘルパーステーション嬉野	居宅介護支援センター嬉野
<p>運営基準違反・職務遂行義務違反</p> <p>【法第 77 条第 1 項第 4 号、法第 84 条第 1 項第 3 号】</p>	<p>利用者に対して、訪問介護計画に基づきサービス提供をしなければならぬにも関わらず、これを適正に行わなかった。</p>	<p>利用者自身による選択が介護保険制度の基本理念であるにもかかわらず、必要な居宅サービス計画の変更を行わず、利用者の同意を得ないままに訪問介護を過剰に利用させた。</p>
<p>虚偽報告</p> <p>【法第 77 条第 1 項第 7 号、法第 84 条第 1 項第 7 号】</p> <p>監査において提出を命じた書類について、右記のとおり事実と矛盾する書類提出があった。</p>	<p>(1)同一利用者に対し複数の訪問介護員が同日同時時間帯にサービス提供したとする記録を作成していた。</p> <p>(2)一人の訪問介護員が同日同時時間帯に複数利用者へサービス提供したとする記録を作成していた。</p>	<p>(1)同一時間帯に複数利用者のサービス担当者会議を開催したと記録を作成していた。また、サービス提供している訪問介護員又は事業所を退職している訪問介護員がサービス担当者会議に参加したとする記録を作成していた。</p> <p>(2)モニタリングの記録について、自社の有料老人ホーム入居者が退去し不在であったが、居室を訪問し本人と面接したとする記録を作成していた。</p>

## 5 事業者に対する経済上の措置

介護給付費の返還額については、現在精査中であるが、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額（法第 22 条第 3 項）を加算して支払わせる。